



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

精神疾患に係る医療提供体制について (情報通信機器を用いた診療)

厚生労働省 社会・援護局

障害保健福祉部 精神・障害保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

これまでの議論を通じて得られた視点

- 初診から情報通信機器を用いた精神療法を実施するためには、まずは再診において情報通信機器を用いた精神療法が適切に実施できることが前提であり、再診において情報通信機器を用いた精神療法を適切に実施できる医療機関をしっかりと拡充していくことが必要と考えられる。
- その際、安全性を踏まえた上で、情報通信機器を用いた精神療法を提供する医療機関に求められる体制について考える必要がある。
- また、初診からの情報通信機器を用いた精神療法については、情報が十分に得られづらく、検査や緊急時の対応等が直接的には実施しづらいという制約の中、情報の収集や的確な意思疎通、検査や緊急時の対応等を必要に応じて実施するため、例えば、離島で実施されているD to P with Nのような仕組みが必要と考えられる。
- また、入院や速やかな対面診療への切り替えの必要性等を含め、緊急時の対応として、例えば患者の所在地における精神科医療機関や行政との連携等の対応が必要になると考えられる。



- 上記の視点を踏まえ、本日、実際に情報通信機器を用いた診療（離島での情報通信機器を用いた初診を含めた診療、情報通信機器を用いた再診に対する精神療法）を実施している関係者からのヒアリングを実施する予定。その内容を踏まえ、安全性を踏まえた上で、有用性と必要性を念頭においた活用について議論を行うこととしてはどうか。